

横浜市立東永谷中学校「部活動における活動方針」

横浜市立東永谷中学校 部活動顧問会
平成31年4月 策定

1 部活動の方針

- (1) 部活動を通じて豊かな人間性としなやかで力強く生き抜く力を育み、調和のとれた学校生活の実現を目指します。
 - ア. 部活動休養日を週に1日以上、土日1日以上として設定します。
 - イ. 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日3時間程度として設定します。
 - ウ. 大会やコンクール等で土日続けて活動した場合は、休養日を他の日に振り替えて休養日を確保します。
 - エ. 学校は、本活動方針を学校HPで公開するとともに、保護者説明会等で説明します。

2 部活動の性格

- (1) 保護者の承認を得た希望生徒が参加し、共通の興味や関心を持つ生徒をもって組織します。
- (2) 学年や学級を離れて、生徒が主体的に知識や技能の習得を目指す活動とします。
- (3) 活動内容は文化的・体育的なものとします。

3 部活動のねらい

- (1) 共通の興味と関心を追求し、仲間意識、諦めない心、粘り強さ、感謝の気持ちや思いやりなどの豊かな感性を養います。
- (2) 共通の興味と関心を追求し、楽しく豊かな共同生活を築き、相互理解ができる、好ましい人間関係を養います。
- (3) 創意工夫して主体的に活動する態度を養います。
- (4) 個性を生かし、自己の能力を一層伸ばす態度を養います。
- (5) 常に健康安全につとめる態度を養います。

4 組織

- (1) 部活動の運営にあたり部顧問会をおきます。
 - ア. 部活動顧問会は部活動に関する諸問題の早期解決のために話し合います。
 - イ. 部活動顧問会は過半数の参加を得て成立し、決定は参加者の多数決とします。
 - ウ. 部活動顧問会は「顧問代表」を輪番制により選出します。

5 設置及び廃部に関するもの

- (1) 部は希望生徒があらわれ、下記条件を満たし、全教職員で承認されれば設置できるものとします。同好会は認めません。
 - ア. 顧問の確保
 - イ. 活動場所の確保
 - ウ. 顧問会で承認

- (2)部員数が減少した場合は、顧問の申し出により、全教職員の承認（職員会）の上、次年度の募集を停止します。また、指導できる教職員が欠けた場合は、同様に新入部員の募集を停止します。ただし、現部員の卒業までの活動を保障します。
- (3)部員の構成にあたっては、学年・学級の区別をしません。

6 入退部に関するもの

- (1)希望する生徒とその保護者が規定の入部願（保護者一担任一顧問）により申し出たものを顧問が承認した場合に入部することができます。
- (2)入部願は1年ごとに提出します。
- (3)諸事情で退部を希望する場合はその旨を顧問と相談し、本人、保護者、顧問の総意のものとしします。
- (4)大会出場の関係で本入部前に1年生の試合出場を顧問が希望し、本人、保護者が了承した場合は、顧問会、職員会に報告し、承認を得られた場合に認めます。

7 活動日、時間に関するもの

- (1)顧問は月間活動計画を校長に提出するとともに、保護者及び部員に配付します。また、校外での活動は前日までに校外引率届を提出し、校長の許可を得て活動します。
 - (2)活動時間は次のとおりとします。

3月～5月、8月、9月	午後5時45分 終了	同6時00分 下校
6月、7月	午後6時00分 終了	同6時15分 下校
10月、2月	午後5時15分 終了	同5時30分 下校
11月～1月	午後4時45分 終了	同5時00分 下校
- ※朝練習に関しては、開門は7時15分とし、顧問の指導のもとに8時20分まで活動できます。

8 活動に関するもの

- (1)顧問は部活動の方針及び年間活動計画を作成し、保護者や部員に活動方針を説明するとともに、月間活動計画を作成し、部員の健康安全に十分配慮して活動します。
- (2)学習活動、学校行事、学級活動、生徒会活動などと重なる場合は、それらを優先させます。
- (3)顧問は定期テストや学力・学習状況調査など、部員の学習に支障のないよう配慮します。定期テストの場合は3日前から部活動は休止します。なお、公式戦等で練習を必要とする場合は保護者に参加承諾書を提出してもらい、校長の了承を得て、活動できるものとしします。
- (4)活動時には顧問がつくことを原則とします。顧問が校内に不在の場合は他の職員が代理となれば活動できるものとしします。

9 部費について

- (1)保護者の了解のもと、部活動のために必要な部費を集めることができます。
- (2)会計報告は保護者の監査を受け、校長の承認を得て年度末に保護者に報告します。

10 行事に関するもの

- (1) 部は学校代表として校長の認めた対外行事(公式試合、練習試合、コンクール)などに参加することができます。

11 施設用具に関するもの

- (1) 学校教育活動に支障のない範囲で教科の施設を共用利用できる。その場合、管理は顧問が行い、使用前と同じにしておく。故意に破損した場合は部の負担とします。
- (2) 部の活動施設、用具倉庫の管理・清掃は顧問を中心に使用部活で行ないます。

12 その他

- (1) 休養日については、平日は月に4日以上、土日には年間52日以上とし、各部の実態に応じ、保護者や生徒の理解のもと弾力的な運用を可とします。
- (2) 一日の活動時間については、平日2時間程度、土日3時間程度を目標とし、週16時間未満となるよう配慮します。準備や後片付け、移動時間は活動時間としません。
- (3) 朝練習は、生徒の自主的かつ主体的な活動とし、通常の部活動とは切り離します。各自が不足している技術や体力を補強する機会とし、顧問はそれを支援します。生徒は心身のコンディションを考慮して、自主的かつ主体的に参加することとします。
- (4) 地域貢献活動は、活動時間としません。
- (5) 顧問は、大会やコンクール等の活動環境に応じて、生徒が主体的かつ十分に力が発揮できるよう、コンディションを考慮した適切かつ柔軟な活動及び指導をします。
- (6) 月間活動計画は、月間予定表で代替することを可とします。
- (7) 本活動方針の改定にあたっては、顧問会の承認を得た後、職員会の承認をもって成立とします。

[付則]

- ・平成31年4月5日より「部活動における活動方針」として実施します。